



明治期に建てられた津久井郡の一小学校

ある小学校では、児童の教育を教員の好みや父兄の関心のおもむくまま運営し、ある村では、学校の経費を一方的に削減して
いる。

このような放任政策は、「学制」によって向上した地方教育を後退させるものと批判され、「自由教育令」というような非難のもとに田中大輔は責を負って文部省を去り、一八八〇年二月、文部卿となった河野敏鎌とがまによって同年十二月、「教育令」が改正された。本県もまた、政府の改正方針にのっとって、教育の改革に乗り出し一八八一年三月、小学校の設置区域について規定し、小学校を設置する学区は、児童の通学区を意味するのみでなく、学校経費を支弁する主体でもあるとし、町村・連合町村と境界を一致すべきものと指示した。次に、学務委員を定員の三倍まで学区から選挙させ、そのなかから県が任命することとした。その主要な職務は、学齢児童の就学の督促、中途退学の防止、就学の勧誘、教員の動向調査など三十三項目である。委員の数は、はじめ七百八十七人（一八八一年）であったが、二年後には千六百七十三人となっている。こえて一八八五（明治十八）年八月、「教育令」は再び改正されたが、その主たる目的は地方教育費の節約にあった。従来の学務委員は廃止され、その仕事は各町村の戸長にうつされた。本県は、戸長の教育事務などについて補助機関を設け、あるいは小学校長に経費収支事務を分担させた。この当時の県の教育行政を視察した文部省書記官は、県当局が郡部の教育を放任し、吏員の行政指導力が欠如していると指摘し、「全般に本県教育は不振なり」と報告している。

「教育令」にかわって、初代文部大臣森有礼の学制改革によって「小学校令」、「中学校令」な

どのいわゆる学校令が公布されたのは、一八八六（明治十九）年三月のことであった。「小学校令」では、小学校を義務制の尋常科（四年）と高等科（四年）に分け、経費支弁を主として、授業料・寄付金等によることとした。このころから県は、文部省の意向を忠実に実行する態度を示し、県民全体に対する県令や告示、行政機関あての訓令により、それを具体化している。すなわち、「小学校令」や文部省に従って、小学校の課程・教則・児童就学規則・授業料金額・教員免許規則等を県令で公布した。ついで、一八九〇年に「小学校令」が改正されると、約一年半の施行準備期を経て、県は小学校の教則・校則・設備規則・授業料規則等を、政府の指示どおりに改正しているのである。

小学校の教科内容

「改正教育令」に基づいて一八八一（明治十四）年十月、本県の「小学校教則」が制定され、小学校を初等科（三年）・中等科（三年）・高等科（二年）に分け、各等科の科目と、その教授要目を定めた。各等科の共通必修科目は、文部省の「教則綱領」では、修身・読書・習字・算術・唱歌・体操の六科目を挙げているが、県の「教則」は初等科において右の六科目のほかに「地理ノ初歩」を加え、唱歌は「当分之ヲ欠ク」としていた。なお、中等科では、歴史・図画・博物・物理・裁縫（女子のみ）が加わり、高等科では、さらに化学・生理・幾何・経済・家事経済（経済に代えて女子のみに課す）をおいている。

こうした科目の種類に対して、県下の各町村や学校から疑義が出ている。化学・幾何・博物・図画については、実情からみて授業が困難であるとしたり（大住・滝綾・愛甲の三郡の学務委員・教員）、これらは大学進学希望者だけに学ばせればよいではないか（高座郡内の八校）と訴えたりした。しかし県当局はこれらの意見や要求をすべて「相成らざる儀」と回答した。また体操・博物については、農業地域では実用的でないなどと反論し（都筑郡など）、とくに体操については人情に適さないと、不平をもらす地方が多かった。そこで県も、これをいれて体操を遊戯か運動にかえてもよいとした。また女生徒に課せられた裁縫

については、山村僻地(へんち)の地方から女生徒も教師も共に少ないゆえ省略したいとの希望が出た。これに対し県も、理由を明記して届ければ、裁縫を省はぶいてもよいと答えた。小田原町の女子のみの小学校(高等科)では、幾何・化学などの代りに、裁縫・修身・習字などを教えてもよいかとの要望が出た。高座郡や南多摩郡では、科目が旧学則に比し倍増しているし、収入・資金も少ない事情もあって、教員を雇えないので不急に属するものは欠科とせよと要求してきている。このように県当局の特別な改正方針は県下から不評を買って、当時教育熱心で有名であった三浦郡長小川茂周さえも、新しい教則は、児童に適さない、これを強制することは、結局、進歩を妨げることになるではないかと県当局に注意を促していたのである。

そこで一八八六(明治十九)年一月、県は「小学校教則」を全面的に改めた。まず、一か年を単位として学級を進めることとし(土地の状況で従来のごとく半年単位も可)、三年以上、八年以内を在学期間と定めた。また反対の多かった科目を除外し、必修科目として修身・読書・習字・算術・地理歴史・理科・体操を、選択科目として農業・英語・裁縫を指定した。これによって各科目の内容も、かなり簡略化された。

ついで「小学校令」が公布されると、これに準じて、修身・読書・作文・習字・算術・体操を尋常小学科(四年)の必修科目とした。高等小学科(四年)では、以上のほか地理歴史・理科・図画・唱歌・裁縫が必修須科目として加えられた。その後の「改正小学校令」及び「神奈川小学校教則」では、これら科目には大きな変更はほとんどなされなかった。

徳育の振興

明治十年代に入ると文部省の教育方針が急速に保守化に傾いて一八八一年五月の「小学校教則綱領」では、修身を養うよう指示した。「改正教育令」ではすでに修身を普通教科のなかで最も重要な科目としたが、「小学校教則綱領」ではどの学年でも必ず教えるように指令している。ついで「教育令」の改正後の本県教則において、修身は文部省の「教則綱領」



小學生徒心得
 第一條
 學問を爲すは智を琢き徳を修め身を立て
 業を治むる所以のものなり然も人たる
 者い第一身の行狀を正しく操縦し徳の常
 る常は學業を勉勵し將來の勲業を心掛
 ける事則ち要あり
 第二條

『神奈川県小學生徒心得』

国立教育研究所藏

よりも内容が具体化されて作法（進退・応対などの礼法）が付加された。当時の県令沖守固も、横浜区の教員に対し、児童が学力に比し行儀・作法が劣ると指摘して、この現状では学業の完全な成就も期しがたいと訓辞した（一八八四年五月）。

また県が指定した修身科教科用書には、儒学的なものと欧米の倫理的なものがあったが、そのほか児童の礼儀作法を強調した『神奈川県小學生徒心得』（資料編14近代・現代(4)参照）や『幼学綱要』（宮内省編）も使用された。『幼学綱要』は、儒教的道徳を強調した児童用の徳育本であるが、県は一八八四年に県下各小学校に配本しており、足柄上郡などは、これを郡内全学校の修身科で使用させた。ところが、一方においての教員や学務委員らは、本県の教則のうち、修身が儒学的、宗教的であり、児童の徳性を涵養する手段として不適當であると批判した。そして独自の修身教則を作ったが、県は、これを相成らずと否認した。

一八八六（明治十九）年、県は従来の「教則」を改め、修身の内容を、簡易な事柄、格言につき講説し、兼ねて作法を教え、三年生からは国民の心得を授けよと指示した。ついで「小学校令」に基づく小学校課程を制定し、尋常及び高等の小学科の修身は、毎週一時間三十分ずつ談話・作法を四年間にわたり教えることとした。その内容には儒教的色彩がほとんどなくなっている。

教員に対しては、当時の文部大臣・森有礼は聖職者になるように期待したが、本県にも、その影響は出ていた。県知事（沖守固）と部下（第二部長ら）たちは、しきりに県教育会に出席して、教員のあり方を説示している。沖は、教員が教育を進歩さ

せる精神を完全に具備するならば、法律・規則などは無用に帰するであろうと述べ、第二部長（三橋信方）は、教員に善良な気質、完全な品格等を要求し、自己の品位を高くする責任をもつよう訓示した。これを受けて、橋樹郡長は、教員に、町村の標準となること、自分の家庭を町村の模範とさせることなどを誓約書として提出させた。そして、他の教員の風紀に関する汚聞を聞いたら、忠告し、お互に切磋琢磨（せつたくたくま）の実をあげるよう指導している。これらの、教育に対する政策は、教員が児童の模範となるようにとの理念の反映であるが、給料生活者に対する精神的な束縛でもあった。

一八九〇（明治二十三年）十月「教育勅語」が発布され、その謄本は全国の府県に交付された。本県知事は、郡市役所に対して、公私の学校へ謄本を配付すると共に、勅語下付に際し文部大臣訓示の趣旨に基づき「聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」と訓令した。聖意貫徹の直接的方法として、まず小学校の修身を通じて勅語を浸透させる政策が講じられた。

一八九二（明治二十五年）年の「神奈川県小学校教則」は、「小学校令」、「小学校教則大綱」に準じて作られた。はじめに、修身の要旨・内容項目・方法等が述べられている。そして、頭書に、教育勅語の趣旨に基づき児童の良心を啓培し、その徳性を涵養し、人道実践の方法を授くるをもって要旨とする。次に尋常小学校では、孝悌・友愛・仁慈等を実践する方法を授けると共に尊王愛国の志気を養うことに努めるべしと述べられている。女兒に対しては、特に貞淑の美德を養うようにと注意した。教員に対しては、児童の模範となるようにとの従前の方針を継承した。修身の授業時間数（毎週）は、尋常小で三時間、高等小で二時間と、改正前の約二倍になっており、徳育への熱の入れ方が増している。この教則は、県行政機関を通じて各校へ伝達され、実施されていく。

小学校の増設

県下の公立小学校校数は、連年にわたって増えつづけた。その原因は、県が、県民に対し小学校を増設するよう勧奨したことによるのであって、この県の努力につき、文部省は賞賛しているほどである（一八八一年）。

第57表 小学校数の推移

西歴 (明治)	総数	公立	私立
1880(13)	513	504	9
1881(14)	530	522	8
1882(15)	553	541	12
1883(16)	556	544	12
1884(17)	559	538	21
1885(18)	609	588	21
1886(19)	714	685	29
1887(20)	753	703	50
1888(21)	792	724	68
1889(22)	800	729	71
1890(23)	806	728	78
1891(24)	664	594	70
1892(25)	562	505	57

() 内は元号・明治を示す

『神奈川県統計書』から

しかし校舎の新築は県東部を除いて全般に少なく借家、簡易な建物等を校舎にあてたものが多い。なかには、村の芝居小屋を用い、不潔な建物もあったし、寺子屋や塾と同然のものもあった。三多摩地区では、数年前の新築した校舎は破損甚だしく、旧校舎は、あるいは倒れかかり、あるいは壁が落ちていたという(『三多摩地区学事視察概況』一八八六年)。県は、洋風校舎の建築を勧めていたが、多くの町村は、採光・衛生等に留意して校舎を建てるほどの財政的余裕をもてなかった。せいぜい、校舎内に片側廊下が設けられるようになった程度であった。

一八八八年の市制町村制が実施されるに伴って町村合併が行われ、県下の町村は三百二十となった。設置者が減じたので、一八九一年から町村立小学校数は減少していった。横浜市では一八八〇年代では四学区に合計十二校があったが、九〇年になると八学区に八校と減少の傾向を示している。そして同市は、人口の流入が激しく、校舎を拡張する必要は急を告げていると、県当局に訴えている。

次に、県内の私立学校の増減状況について述べると、教育令は、私立小学校の設置廃止・教則は府県へ届け出るだけでよいとし、これを設置した町村では公立小学校を不要とした。このため八〇年には、変則小学校を含めると十三校の私立小学校新設をみた。しかし、県は普通小学校のみを公立校と同等と認めたので、公的な総計では九校が私立小学校となっている。一八八六年の授業料徴収制度で、公立学校の月謝が高くなったため、比較的、月謝の安い私立小学校が横浜を中心に急増した。横

浜のみでなく県下各地でも、県庁の認可を得て私立小学校も設立されている。例えば、三多摩地区を視察した県官は「隠密ニ児童ヲ集メテ教授スルモノ各地ニ起リ」、「ソノ最モ多キハ北多摩郡ニシテ……各駅村ニ大低コレアラザルハナキガ如ク……」(『学事視察』明治二十年四月十八日)と報告した。その後、これを取り締まったので非公認小学校は少なくなり、公認の私立校だけとなった。なかでも、横浜市では児童数が増加したが、財政難のため公立校の増設は不可能であった。横浜市は「公立学校舎狭隘ノ為メ私立学校ニテモ三十三校盡ク生徒ヲ充滿スルノ情況ナリ」(『学事概況』明治二十五年度)と悲鳴をあげている。

二 師範教育と教員団体の興起

明治五年(一八七二)八月「学制」が發布されてから間もないころ、小学校は発足したものの、規定の資格を持った教員は足りなかった。教員を養成する施設も整っていなかったから、旧来の寺子屋師匠を小学校の教員とし、あるいは在地の知識人たちを用いて、教員を補った。

師範学校の創設

一八七四(明治七)年五月、神奈川県は小学校教員養成所を横浜の本町六丁目に開設し、これを番外啓行堂と称した。そして九月には文部省の認可を得て、神奈川県師範学校と改称している。さらに神奈川県は、右の横浜における師範学校を第一号とし、多摩郡日野宿(現在 日野市)、高座郡羽鳥村(現在 藤沢市)、三浦郡浦賀村(現在 横須賀市)に、第二、三、四号の教員養成所を開設することにし、七五年からはそれぞれ第何号神奈川県師範学校と称するに至った。しかし右の三校が、いつ開校したか、発足の年月は明らかでない。なお三校は、いずれも小学校に併置されたものであった。

足柄県においても、一八七四（明治七）年に小学講習所を小田原と韮山（現在 静岡県）に設け、七五年から師範講習所と称した。さらに七六年七月には師範学校と改称する。すでに同年四月、足柄県は廃止されていたが、小田原師範学校は、旧神奈川県下の四校とは別に、存続していたのであった。

神奈川県においては七六年七月、第二、三、四号師範学校を廃止し、第一号師範学校に合併して、神奈川県横浜師範学校と改称した。こうして合併後の県下には、横浜と小田原とに二つの師範学校が並立することになった。しかし修業年限をみると、横浜は二年または三年であるのに対し、小田原は半年という短期養成であり、養成の方法も両校では相違するところが多かった。県としても、その統一をはかることが必要と考えられた。

一八七九（明治十二）年五月、横浜師範学校は神奈川県師範学校と改称され、また小田原師範学校は同年十月末日をもって廃止されることになった。ここに師範学校は県下に一校のみとなり、県は改めて師範学校の通則・教則を制定した。新しい教則によれば、師範学校は五期、二か年半の課程となり、二年を予科、六か月を本科とする。別に教員の不足を補うため、八か月の速成師範学科が併設された。

その後、師範学校通則は、八二年と八四年に改定され、八二年には予科・本科が廃止されて、初等（一年）・中等（二年半）・高等（四年）の三師範学科が設けられている。文部省の示した基準にのっとり、小学校各等科の教員資格を与えるようにしたのである。

横浜の師範学校は、創立後しばらくは独立の校舎がなく、一八七六（明治九）年には北仲通の横浜小学校の一部を借りて、開業式を挙行した。同年七月には、野毛山の修文館が廃されたので、その旧屋に移った。平屋の洋館と石造の二階建てが、教室や教員室、事務室、また生徒の寄宿舎にあてられた。のち別個に木造二階建ての寄宿舎を建てている。生徒は寄宿舎や自宅



神奈川県尋常師範学校の図

『神奈川県地誌』から

から、和服に袴はかまをつけて通学した。

師範学校の 鎌倉移転

神奈川県師範学校は、一八八七（明治二十）年四月、神奈川県尋常師範学校と改称した。これは前年四月に公布された「師範学校令」に基づく改称であった。それまで師範の課程は初等・中等・高等の三等に分けられていたが、新しい制度のもとでは四学年制とし、一学年を一学級に編成して、学級定員は三十名と定められた。総定員は二百二十名となる。

師範教育の内容は整備され、充実していったが、一八九〇（明治二十三）年に至り、野毛山の校舎は大きな災難をこうむった。この年の一月七日と、十一月二十五日の二度にわたって火災にあったのである。二度の火災では、いずれも教場のほか、備えつけの書籍類および器械類を焼失した。

このため師範学校は、野毛山から他の適当な敷地へ移転することとなり、県会においても候補地の選定を始めた。その誘致には、小田原をはじめ、鎌倉・大磯・藤沢・戸塚などの町村から働きかけがあり、県会議員の間でどこに決定するか、論議がたたかわされた。結局候補地は小田原町と東鎌倉村にしばらく、十二月十一日の県会において、鎌倉に移転することが正式に決定されたのであった。

こうして師範学校は、一八九二（明治二十五）年三月、鎌倉郡東鎌倉村雪ノ下に移転し、新しい校舎において、盛大な移転式を挙行した。式の日「近傍の民家は各々国旗を掲げ、此の式を祝する等、頗る盛況」であったと、当時の『毎日新聞』は

伝えている。

なお学年の始期は、従来、八月とか十二月とか変遷したが、一八九一（明治二十四）年から四月一日に改められた。そして移転の翌年、すなわち一八九三（明治二十六）年十二月には、あらたに「神奈川県尋常師範学校規則」が制定された。この規則において、学年の始期を四月一日とすることが確定し、学科課程については、倫理にかえて修身を置き、兵式体操などが加えられている。

一八八六（明治十九）年「師範学校令」により師範学校では寄宿制度が実施された。生徒全員が寄宿舎に入ることと定められ、その日常は軍隊における兵営生活を模範としていた。そして教育そのものが、すこぶる厳格となり、訓育が軍隊式に行われたのである。教師に対して、また上級生に対し、絶対の服従が求められ、正しい敬礼を行わねばならなかった。こうした軍隊式の訓育が、師範教育の大きな特徴であった。だが一方、師範の生徒にはさまざまな特典も与えられた。学資として食費、被服・雑費が支給されたほか、帰郷の手当・病気の療養費も支給されたのである。服装は生徒も職員も、軍服に類似していた。師範学校の卒業生は、同窓会「友松会」を結成した。創立は一八八九（明治二十二年）四月であり、そのころ校舎のあった野毛山（老松町）の校庭に、一樹の老松があり、その松下に集まる学友の会という意味で友松会と名づけられた。会の目的は、たがいに協同し諮詢し「以て交誼を親密にし品格を保持し教育の進歩を謀る」と述べられている。

教育会の結成

教員の親睦と教育の普及をはかることを目的として、全国に教育会が組織された。県下では明治十年代から、愛甲郡をはじめ、各郡に設立され始めている。そして一八八一年の教育会届出制により、県の許可を得て活動を開始することとなった。八三年には三浦郡、八六年には足柄下郡（函左教育会）、八七年には足柄上郡、鎌倉郡、津久井郡など、つぎつぎに教育会が結成されている。

一八八七年には神奈川県教育会が創立された。これは森有礼文相の奨励や大日本教育会の設立また各郡における教育会の結成に促されたものであった。ここに県下における教育会の活動は、画一化に向かって動き出すことになる。県教育会の発会式は、第一回総会を兼ねて、一八八八年一月に挙行された。会長には県書記官の三橋信方が推挙され、次のように発会の趣旨を述べている。

本会の開設は教育上に関し彼此相資け、努めて其の氣脈を通暢し、これが普及改良上進を謀るに在りて、一方に於ては法令条規を翼賛し、以て教育施設上の便益を謀り、他の一方に於ては有志者を一致団結し、以て各自其の学業を研磨し、且つ一般民心に教育の効益を感孚せしむるを務めんとするなり。

県教育会の目的は、創立のときに制定された規則のなかで「本県下教育ノ氣脈ヲ通暢シ其ノ普及改良上進ヲ図ル」と述べられている。会の活動として重要なものに、毎月一回開かれる常集会があった。常集会では教育の方法、評価、学校管理等につき研究を重ねた。一八八八年の第一回常集会では、手工科の実施方法につき、師範学校教諭が提案理由を説明し、次に会員が討議を行い、最後に、幻燈会を催して解散した。教育方法が、注入主義から児童心性開発主義へ改良されたのも、これら教育会の影響が大きかったと言えよう。

この後も各郡において教育会の設立がつづき、一八九〇年には橘樹郡、横浜市の教育会が設立されて、ほとんど県下の全郡市に教育会の結成を見るに至る。郡市の教育会が活発に動き出すにもなつて、県教育会の活動は不振におちいった。常集会への出席者も少なくなり、各都市の教育会の間では協調も乱れ始めた。また県教育会は個人参加の形式をとっていたため、脱会する者も増加した。そこで一八九三年、県教育会は再編成にふみ切り、いったん解散した上で、再発足することになった。

一八九四年一月、新しい県教育会は、各都市教育会の連合体として結成された。会長には知事が就任した。規則も改められ